

大学連携研究設備ネットワークにおける講習会・研修会審査手順

1. 審査手順

- (1) 申請受理：ネットワーク事務局は、提出された申請書を精査し、公募条件を満たしている場合は受理し、公募条件を満たしていない場合は申請者へ差戻す。
- (2) 審査依頼：ネットワーク事務局は、公募条件を満たしている申請書を審査小委員会へ送付し、1課題につき委員若干名に審査を依頼する。審査期間は1週間を原則とする。
- (3) 審査：審査小委員会委員は、審査依頼のあった課題について、以下に定める審査基準を基に採択の可否をネットワーク事務局へ回答する。
- (4) 採否決定：全ての審査小委員会委員が採択可と回答した課題は採択とし、それ以外の課題は不採択とする。
- (5) 結果通知：ネットワーク事務局は、採否決定の結果について、申請者、作業部会及び審査小委員会へ通知する。

2. 審査基準

- (1) 公募条件を満たしているか
 - ・公募要領に記載された公募条件を全て満たしているか
 - ・学部生や大学院生を対象とした学内向けの技術講習会ではないか
 - ・大学連携研究設備ネットワークの事業目的と合致しているか
- (2) 申請内容は適切か
 - ・目的を達成するために適切なプログラムや実施回数が計画されているか
 - ・参加者の人数や機関内・機関外の割合は適切か
 - ・参加者は協議会構成機関に所属しているか（講師等は除く）
- (3) その他
 - ・安全衛生や作業管理の観点から注意すべき事項はないか
 - ・他事業と連携して開催する場合、経費の支出等の分担内容は適切か

3. 審査小委員会

- (1) 審査小委員会は次に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 作業部会幹事 1名
 - 二 作業部会で選出された作業部会員 若干名
 - 三 その他作業部会が必要と認める者
- (2) 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- (3) 審査小委員会委員長は、作業部会幹事をもって充てる。